

風評対策強化指針

平成 26 年 6 月公表
(令和 7 年 4 月追補改訂版)

はじめに

東日本大震災から 14 年が経過した今もなお、農林水産業や観光業を中心とした分野で風評被害が残っていることから、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）を踏まえつつ、復興大臣の下に関係府省庁からなるタスクフォースにおいて、平成 29 年 12 月に取りまとめられた「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、政府一体となって風評払拭に取り組んでいく。

引き続き、現場主義を徹底し、被災地の現状とニーズを把握しながら、復興庁の司令塔機能を発揮し、関係府省庁の有効な施策を総動員し、官民一体となって風評対策を強力に推進する。

(参考) これまでの経緯

平成 25 年 3 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催
平成 25 年 4 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」公表
平成 25 年 11 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（フォローアップ）
平成 26 年 6 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催及び「風評対策強化指針」公表
平成 27 年 6 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（フォローアップ）
平成 28 年 4 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（G7 閣僚会合対応等）
平成 28 年 10 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（フォローアップ）
平成 29 年 2 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（フォローアップ）
平成 29 年 7 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（フォローアップ）
平成 29 年 12 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」決定）
平成 30 年 7 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策

平成 31 年 4 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策 タスクフォース」開催（フォローアップ）
令和元年 11 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策 タスクフォース」開催（フォローアップ・G20 閣 僚会合対応等）
令和 3 年 4 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策 タスクフォース」開催（フォローアップ・ALPS 処 理水に向けた取組の強化）
令和 4 年 4 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策 タスクフォース」開催（フォローアップ・ALPS 処 理水に向けた取組の強化）
令和 5 年 4 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策 タスクフォース」開催（フォローアップ・ALPS 処 理水に向けた取組の強化）
令和 5 年 8 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策 タスクフォース」開催（ALPS 処理水に向けた取 組の強化）
令和 6 年 9 月	「原子力災害による風評被害を含む影響への対策 タスクフォース」開催（フォローアップ・リスク コミュニケーションの分野横断的取組の整理）

【風評対策強化指針】

「強化指針 1. 風評の源を取り除く」

根拠のない風評に対しては、被災地産品の放射性物質検査の実施や、環境中の放射線量の把握と公表を行う。

「強化指針 2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」

総理指示を踏まえ、消費者が知りたいと思っている情報を正確に分かりやすく伝えていくよう今までの伝え方を検証し、科学的、専門的な知識を消費者目線で分かりやすく普及させる。

「強化指針 3. 風評被害を受けた産業を支援する」

風評を受けた産業に対して、官民の力を結集して取り組み、被災地産品の販路拡大・新商品開発、国内外からの誘客促進等を図る。

強化指針 1 風評の源を取り除く

被災地等で生産・加工された食品等の安全性を確認するため、生産・出荷・流通等の各段階における放射性物質検査体制の支援や放射線モニタリング体制の整備等により、放射線量等を確実に把握・公表する。

1. 被災地産品の放射性物質検査の実施

(1) 食品中の放射性物質の基準値の設定

(主な取組)

- a. 原子力安全委員会が定めていた指標を暫定規制値として設定
(平成 23 年 3 月 17 日～)

【厚生労働省】

- b. 厚労省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、国際的な指標に基づき、長期的な観点から放射性セシウム基準値を設定
(平成 24 年 4 月 1 日～)

【消費者庁】

(参考) 食品中の放射性セシウム濃度の基準値(ベクレル/kg)

日本 食品衛生法の 基準値	E U Council Regulation (Euratom) 2016/52	アメリカ CPG Sec. 560.750 Radionuclides in Imported Foods - Levels of Concern	コーデックス CODEX STAN 193-1995
飲料水 10 牛 乳 50 乳児用食品 50 一般食品 100	飲料水 1,000 乳製品 1,000 乳児用食品 400 一般食品 1,250	全ての食品 1,200	乳児用食品 1,000 一般食品 1,000
・介入レベルを年間 1mSv と設定し、一般 食品では、50%が基準 値相当汚染されている と仮定	・介入レベルを一般食品 で年間 1mSv と設定 し、10%が規制値相当 汚染されていると仮定	・預託実効線量 5 mSv を採用し、食事摂取 量の 30%が汚染されて いると仮定	・介入免除レベルを年間 1mSv と設定し、全食 品の 10%が汚染地域 由来と仮定

※上記における基準値は、受ける線量を一定レベル以下にするためのものであり、必ずしも安全と危険の境目となるものではない。

(2) 被災地産品の放射性物質検査体制の整備と検査の実施

(主な取組)

【食品の放射性物質検査体制整備と検査の実施】

- a. 地方自治体による食品放射性物質検査等への支援及び技術的支援

①検査方法等に関する科学的支援【農林水産省】

②福島県による米の検査体制整備【農林水産省】

- 福島県では、令和元年産米までは県全域で全量全袋検査を実施しており、平成 27 年産以降、基準値超過はない。（令和元年産米は約 949 万袋、令和 2 年産米は約 32 万袋、令和 3 年産米は約 31 万、令和 4 年産米は約 27 万袋、令和 5 年産米は約 8 万袋、令和 6 年産米は約 7 万袋の検査を実施（令和 7 年 4 月 9 日時点））。
- なお、平成 27 年産以降、基準値超過がないことを踏まえ、令和 2 年産米からは、旧避難指示区域等の田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び川俣町（旧山木屋村）を除きモニタリング（抽出）検査に移行。
- 旧避難指示区域等においても段階的にモニタリング（抽出）検査に移行（令和 4 年産米から広野町及び川内村、令和 5 年産米から田村市、令和 6 年産米から楡葉町、令和 7 年度産米から南相馬市）。

③水産物の検査体制の整備【農林水産省】

- 原発事故以降、209,086 検体の検査を実施。（令和 6 年 8 月 28 日現在）福島県では、90,042 検体の検査を実施。原発事故以降、基準値(100Bq/kg)を超えるものは時間の経過とともに減少し、海産種の基準値超過率は、2015 年以降ほぼ 0%。
※なお、基準値を超えたものについては回収・廃棄等を行い、市場に流通しないよう措置がなされている。

④地方自治体に対する検査機器導入への補助

【厚生労働省、農林水産省】

- 令和 6 年 3 月末までに全国で合計 341 台以上導入。

⑤地方自治体が消費サイドからの検査を実施するための検査機器の貸与、及び自治体職員等を対象とした検査方法等の研修会の開催【消費者庁】

- 令和 7 年 3 月までに全国で 392 台配分。
- 令和 7 年 3 月までに研修会を全国で 37 回開催し、延べ約 2,170 名が参加。

⑥地方自治体からの依頼に基づく検疫所、国立試験研究機関及び契約検査機関における検査【厚生労働省、農林水産省】

- 令和 6 年 3 月末までに全国で 8 万 5 千件以上の検査受け入れ。

⑦地方自治体が消費サイドからの検査を実施するための検査の委託、検査等の専門家採用、検査機器の整備・保守等に活用できる交付金による財政支援【消費者庁】

⑧学校給食の放射性物質検査【文部科学省】

- 学校給食食材の事前検査機器整備補助等

- －東日本 16 都県に対して約 85 台補助済み。
- －基金の造成により、福島県内の希望する全ての学校給食調理場に 200 台以上整備。

○学校給食一食全体の事後検査

児童生徒や保護者のより一層の安心を確保するため、事後検査等を実施する際の経費を財政支援。

- b. 原子力災害対策本部において、地方自治体における検査計画の策定に関する基本的事項を定め、17 都県を中心とした食品中の放射性物質検査を推進

【厚生労働省】

- 平成 23 年 3 月 18 日～24 年 3 月 31 日 137,037 件
(99.12%が暫定規制値以内)
- 平成 24 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 2,703,800 件
(99.77%が基準値以内)

※基準値を超えた食品については回収・廃棄等を行うとともに、基準値超過の地域の広がり等を踏まえ、出荷制限等を実施。

- c. 流通段階の食品の買上調査等の実施

【厚生労働省】

- 令和 7 年 3 月までに 12,000 件以上の買上調査を実施。

等

【工業製品等の放射線検査整備】

- a. 福島県を中心とする企業等からの要請に応じ、工業製品等の放射線量測定、指導・助言を実施

【経済産業省】

- 相談件数：約 913 件、測定実施件数：約 17,072 件（令和 6 年度までの累計）。

等

2. 環境中の放射線量等の把握と公表

(主な取組)

- a. 2011 年事故当時の東京電力福島第一原子力発電所における汚染水漏えい問題を踏まえ、海域モニタリングを継続するとともに、関係機関が実施している海域モニタリング結果も一元的にとりまとめ公表。また、東京電力ホールディングス等が実施した東京電力福島第一原子力発電所におけるサブドレン、地下水バイパスの排水等に関する測定結果について、在外公館等を通じ

た国際社会への情報発信を実施。さらに、ALPS 処理水の放出に際しての風評影響の抑制のため、強化・拡充した海域モニタリングを実施。加えて、IAEA と共同で、東京電力福島第一原子力発電所周辺の海洋試料の採取・分析結果の相互比較を行い、得られたデータの信頼性評価を実施。更に、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観点から、関係国の関心を踏まえ、IAEA の枠組みの下での追加的モニタリングを実施。

【原子力規制庁、環境省、経済産業省、外務省】

○日本政府は、原子力の専門機関である IAEA（国際原子力機関）と協力枠組みに関する付託事項（TOR）に署名（2021 年 7 月）。

以降、IAEA と国際専門家からなるタスクフォースは、ALPS 処理水の海洋放出前に、5 回のレビューを実施。（2022 年 2 月～2023 年 5 月）。

ALPS 処理水の海洋放出に関するこれまでのレビューを総括し、IAEA としての結論を記した包括報告書を公表。（2023 年 7 月）

報告書では、ALPS 処理水の海洋放出は、「国際安全基準に合致」し、「人及び環境に対する放射線影響は無視できるほどである」といった結論が盛り込まれた。また、海洋放出後は、これまでに 3 回のレビューミッションが行われ、それぞれ報告書を公表。（2024 年 1 月、7 月、2025 年 3 月）

それぞれの報告書では、関連する国際安全基準の要求事項と合致しない点も確認されなかったことが明記され、包括報告書に記載された安全性レビューの根幹的な結論が再確認された。

2023 年 10 月に採取した試料に対して、日本の分析機関、IAEA の研究所及び IAEA に選定されたカナダ、韓国、中国の分析機関が実施した分析の結果比較を IAEA が行い、その結果を公表。

公表された報告書において、IAEA は、日本の分析機関の試料採取方法は代表的な試料を採取するために必要な、適切な方法論的基準に従っており、かつ、環境モニタリングの海洋サンプルに含まれる放射性核種の分析に参加した日本の分析機関が、高い熟練度を有している旨報告。

○我が国の海域モニタリングデータの信頼性、透明性を確保するため、IAEA は我が国からの要請に基づき、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所近傍の試料について、IAEA 及び IAEA が指名した第三国分析機関との共同採取及び分析結果の相互比較を平成 26 年度から毎年実施している。また、令和 4 年から、ALPS 処理水の海洋放出に係る海域モニタリングの裏付けを目的とした分析機関間比較も毎年実施している。令和 6 年 10 月は、IAEA に加え韓国、スイス及び中国の分析機関の専門家が来日し、試料採取等の状況を確認した。加えて、令和 6 年 9 月 20 日、日本と IAEA は、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観点から、関係国の関心を踏まえ、IAEA の枠組みの下で現行のモニタリングを拡充することで一致した。令和 6 年 10 月、令和 7 年 2 月には、この IAEA の枠組みの下での追加的モニタリングとして、IAEA 関係者及び第三国分析機関関係者が試料の採取等を実施した。

- b. 福島県内を中心に、放射線モニタリング体制を構築。引き続き、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る状況に応じた環境中の放射線量の着実な測定・公表を継続。

【原子力規制庁】

○福島県内の測定機器設置台数（令和7年4月時点）

ーリアルタイム線量測定システム	2,796 台
ー可搬型モニタリングポスト	578 台
ー環境放射能水準調査用ポスト	12 台

等

強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

放射線に関する情報の伝え方について、住民目線での点検・改善を行い、正確で分かりやすい情報提供とこうした情報をもとにした消費者・国民とのコミュニケーションを強化する。

1. 放射線に関するリスクコミュニケーションの実施

(主な取組)

- a. 食品中の放射性物質の基準値や放射性物質による健康影響等について、広く消費者の参加を求め、大都市等における意見交換会等を開催

【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省】

- 令和6年度に7回の意見交換会を開催（平成23年度からの累計93回開催、令和3年度から経済産業省とも連携）。

※全7回における参加者の理解度平均：97.6%（参加者アンケート結果）
令和6年度は「食品中の放射性物質～今と未来への歩み～」をテーマとし、東日本国際大学、東京農業大学、北陸大学、立命館大学及び純真学園大学の5大学において学生を対象に、また、東京都及び大阪府において一般消費者を対象に意見交換会を開催。

- 平成28年度より親子参加型イベントに出展。令和6年度は、親子で一緒に楽しく学べるイベントを3回開催（平成28年度からの累計23回開催、令和3年度から経済産業省とも連携）し、「食品中の放射性物質」等の食品安全について学べるステージ企画や、関係府省庁によるミニ講座及び謎解き等を行うコマ撮りアニメ作りを体験するブースの出展等を行った。

※全3回における参加者の理解度平均：95.8%（参加者アンケート結果）

- 消費者庁による関係府省、地方自治体、消費者団体等と連携した意見交換会等は令和6年度に132回開催（平成23年度からの累計1,580回開催）。
- 定期的に行う消費者庁による消費者意識の実態調査等を踏まえ、具体的な実施内容に反映する予定。

- b. 福島県立医科大学における人材育成・リスクコミュニケーション拠点の強化

【環境省】

- 福島県民の長期にわたる健康管理を実施して行く上で必要となる専門人材の育成を推進するため、福島県に対し下記の講座開設を支援。

1. 災害こころの医学講座
2. 放射線健康管理学講座
3. 甲状腺内分泌学講座
4. 健康リスクコミュニケーション学講座

- c. 地方自治体職員、保健医療福祉関係者、学校関係者等リスクコミュニケーションの推進者の養成促進

【環境省、消費者庁、文部科学省、厚生労働省】

- 環境省において、福島県等において住民の放射線に関する健康不安や悩み相談に対応する人材を育成するため、令和6年度は、自治体職員、医療関係者等を対象に9回の研修を実施。

d. 地域におけるミニ集会の開催等をはじめとした正確な情報発信の促進

【消費者庁】

- 福島県との共催による『『ふくしまの今を語る人』県外派遣事業』、「食と放射能に関する説明会」、「食と放射能に関する消費者交流事業」、「食と放射能に関する説明会～12市町村座談会～」等を通して、放射性物質の正確な情報発信を実施。

e. きめ細かい個人線量等の測定と住民の身近で、相談に応じられる仕組みの構築支援

【復興庁／内閣府原子力被災者生活支援チーム、環境省】

- 福島再生加速化交付金「個人線量管理・線量低減活動支援事業」「相談員育成・配置事業」を、浜通り及び避難者も多く、ニーズの高い中通りの自治体等に交付。これら自治体等において、外部被ばく・内部被ばく線量測定、住民が消費する食物や飲料水等の線量測定、専門家等を招いた少人数の座談会・相談会、住民の身近で放射線や生活再建等に関する様々な関心・要望等を聞き取り、対応していく相談員の育成・配置等を実施。
- 相談員等に対して科学的・技術的な面から、組織的かつ継続的に活動を支援するため、「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」において、相談員向けの研修を開催するとともに、福島県内の住民、福島県内で勤務する者、福島県外へ避難している住民、移住又は訪問を予定している者に対する車座意見交換会等の開催や相談員のみでは対応できない場合の専門家派遣等を実施。また、複数の市町村の担当者が参加する合同意見交換会や地域における活動や支援に関する意見交換会等を実施。このほか、内閣府原子力被災者生活支援チームと環境省の共同開催で、放射線相談員や生活支援相談員等が成功事例や失敗事例等の共有を図るためのワークショップ（相談員合同ワークショップ）を開催。

2. 放射線に関する情報発信

(主な取組)

a. 各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について関係府省のHP等で公表

【厚生労働省、消費者庁、農林水産省】

- 厚生労働省HP等で日本語及び英語での情報発信を実施。

b. インターネットを活用した基準値の周知徹底や公共施設での広報活動等による食品中の放射性物質に関する情報提供の推進

【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省】

- 消費者庁において、消費者の目線でわかりやすく説明する冊子「食品と放射能 Q&A」を改訂（第 18 版）し HP で公開するとともに、これまでに約 96 万部配布（福島県内では全戸配布）。
- 「食品と放射能 Q&A」を基に、理解のポイントを整理しハンディタイプにまとめた冊子「食品と放射能 Q&A ミニ」を改訂（第 10 版）し、HP で公開。これまでに約 20 万部を配布。
- 「食品と放射能 Q&A ミニ」（第 7 版）英語版、中国語版、韓国語版を HP で公開。
- 消費者庁 HP において、東電福島第一原発における ALPS 処理水の海洋放出と日本の食品の安全性について、多言語（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字・広東語）及び韓国語）による河野前内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）のメッセージを掲載。また、YouTube で国内外の消費者に向けた動画配信を実施。
- 農林水産省 HP の消費者向けページ「食品中の放射性物質について知りたい方へ」において情報を発信。
- 平成 24 年より、毎年 3 月に農林水産省「消費者の部屋」において、震災からの復旧及び復興に向けた取組に関するパネルを展示するとともに、東北 3 県の生産者や農業高校の生徒による講演や特産品の展示などを実施。また、復興に取組む生産者を紹介する動画を放映。

c. 学校における放射線に関する教育の支援等

【文部科学省】

- 放射線に関する教育の支援として、教職員等を対象とした放射線に関する研修を実施（令和 6 年度：22 回）。児童生徒等を対象とした放射線に関する出前授業を実施（令和 6 年度：163 回）。
- 福島県内の小中学校・幼稚園・保育園の保護者、教職員、一般市民（町内会等）を対象に「放射線に関するご質問に答える会」を実施（令和 7 年 3 月末までの実施回数：289 回）。
- 放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるようにするため、全国の小・中・高等学校等の児童生徒に放射線副読本を周知。
- 令和 5 年 8 月に開始された ALPS 処理水の海洋放出を踏まえ、放射線副読本における ALPS 処理水に関する記載等を更新・充実（令和 6 年 8 月）。
- 1 人 1 台端末上の使用に適したいわゆる「横版」の放射線副読本を作成し、全国の教育委員会、小・中・高等学校等に周知。（令和 6 年 11 月）
- 放射線教育の実施状況と放射線副読本の活用状況についての調査結果を公表（令和 2 年 3 月）。

d. 政府広報等による放射線等に関する正確な情報発信

【内閣府、復興庁、外務省、環境省、経済産業省、関係省庁】

- 内閣府において、食品中の放射性物質の低減対策や米の検査の取組等に関する動画を政府インターネットテレビに掲載（平成 25 年 7 月）。
- 食品中の放射性物質の基準値についての情報を政府広報オンラインに掲載。

- 風評被害を払拭し福島の魅力伝える新聞広告を掲載(平成 27 年 9 月：全国 71 紙)。
- 風評被害の払拭を含む復興の現状と取組(平成 28 年 3 月、8 月)や、福島復興産業人材育成塾(平成 29 年 4 月)について BS ミニ番組で放送。
- 「東北復興月間」を含む東北の復興の現状と取組等について、ラジオ定時番組を放送(平成 28 年 6 月)。また、インターネット動画、新聞突出し広告・インターネット広告を掲載(平成 28 年 5～6 月)。
- 小学生・中高生を対象に放射線についてマンガで説明する新聞広告を掲載(平成 30 年 2～3 月：小学生新聞 3 紙・中高生新聞 2 紙)。
- 風評被害の払拭を含む東北の復興の現状と取組に関するテーマを視覚障害者向け資料(音声広報 CD「明日への声」Vol. 60)に収録(平成 30 年 3 月)。
- 教職員・教育関係者を対象に、放射線教育及びホープツーリズム(福島への教育旅行)に関する新聞広告を掲載(平成 30 年 7 月：日本教育新聞)。
- 高校生を対象に、放射線理解に関するラジオ番組内特別コーナー(平成 30 年 5～6 月：全 4 回)及びラジオスポット CM(平成 30 年 5～7 月)を放送。また、当該番組を基に校内放送向け素材を制作し、全国の高等学校 1,317 校に配布(平成 30 年 6 月)。さらに、当該番組をフリーペーパーに再録し、全国の高等学校 2,362 校に配布(平成 30 年 7 月)。
- 風評被害の払拭を含む東北の復興の現状と取組等に関するラジオ定時番組を放送(平成 28 年 7 月、平成 29 年 1 月、平成 31 年 3 月)。また、同内容の動画を政府インターネットテレビで配信(平成 29 年 1 月、平成 30 年 3 月)し、インターネット広告を掲載(平成 29 年 2、3、6 月、平成 30 年 3、5 月、平成 31 年 3 月)。
- 東日本大震災からの復興に向けて「福島農産物」や「東北の観光地」の魅力伝えるため、テレビ CM を制作・放送し、インターネット広告(Yahoo!ブランドパネル)にも掲載(平成 29 年 3 月、平成 30 年 3 月、平成 31 年 3 月)。また、シネアド(映画館 CM)もあわせて実施。
- 海外向けの政府広報誌「HIGHLIGHTING Japan」に記事を掲載。
(英語・中国語・日本語)
 - 「安全で美味しい東北の魚」(令和元年 10 月)
 - 「東日本大震災から 10 年:原子力発電事故からの復興」(令和 3 年 3 月)
 - 「福島第一原発の廃炉と ALPS 処理水」(令和 3 年 12 月)
 - 「ALPS 処理水の海洋放出の安全性」(令和 4 年 10 月)
 - 「東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の海洋放出について」(令和 5 年 9 月)
 - 「ALPS 処理水の海洋放出に伴う安全性と水産物の消費拡大について」(令和 6 年 11 月)
- 海外向けの政府広報誌「KIZUNA」(令和 2 年 11 月以前は「We Are Tomodachi」)等で、福島の実況や福島の食の安全等についての記事・動画(英語)を掲載。
- 風評対策として、東北の水産物について魅力を伝える動画を制作し、首都圏を中心に電車内ビジョンや大型量販店デジタルサイネージで放映(令和元年 11～12 月)。
- 風評対策として、放射性物質検査による水産物の安全性を周知する動画

- や被災地の水産物を使ったレシピ動画を制作し、水産庁ホームページで掲載（令和元年12月～）。
- 被災地の復興の様子と、ALPS 処理水の海洋放出を含む廃炉事業の安全性について紹介する動画を制作し、外務省ホームページ及びYouTube に掲載
英語版：（令和3年7月）
多言語版（日本語・韓国語・中国語）：（令和3年10月）。
 - ALPS 処理水に関する情報を提供するため、インターネット広告を掲載（令和3年4月～）
ラジオ番組（令和4年10月）やラジオCM（令和5年11月、12月）、BS 番組を放送（令和4年12月）。
 - 経済産業省の特設サイトである「みんなで知ろう。考えよう。ALPS 処理水のこと」において、ALPS 処理水に係るモニタリングについて結果が一目でわかるマーク形式で表示するページを公開（令和5年6月、英語版：令和5年8月）
 - 経済産業省において、ALPS 処理水の安全性や処分の必要性について1分程度でわかりやすく解説する動画を5つ作成し、同特設サイトやYouTube において発信。5つの動画合計で500万回以上再生（令和5年5月～）。
 - 地元紙（岩手日報、河北新報、福島民報、福島民友、茨城新聞）において、各県水産物の魅力とALPS 処理水に係るモニタリング結果を伝える広告を掲載（令和6年3月～）。
 - 復興ツーリズムの促進に関する新聞・雑誌広告を掲載（令和6年1月～3月）。
 - 水産物の消費喚起、水産業生業支援に関する新聞広告を掲載（令和5年11月）。
 - 高レベル放射性廃棄物の最終処分について、ラジオ番組（令和6年12月）で放送。
 - 環境省において、福島の除去土壌等の現状や再生利用に向けた取組等について、対話フォーラムを令和3年度から全国各地で全9回開催した。YouTuber とのコラボ動画の発信（令和5年11月、令和6年3月）、WEBメディアと連携したオンライン&リアルイベント（令和5年12月）、SNS・パンフレット、令和7年度にはWEBメディアとのタイアップ等による情報発信、メディア向け勉強会やテレビ局と連携した番組等の放送を実施。等を実施。また、中間貯蔵施設、飯舘村長泥地区での除去土壌の再生利用実証事業の現地見学会等を実施。若い世代に向けた取組として、全国の大学等での講義や若い世代向けツアー、学生向け現地見学ワークショップ等も実施。
 - 福島の復興の現状や復興ツーリズムについて、地上波テレビ番組で放送（令和5年11月）
 - 水産物の消費拡大に向け、Youtuber を起用し、SNS を活用した広報を実施（令和6年2月、令和7年2～3月）。
 - 復興ツーリズムの促進に向け、タレントを起用し、SNS を活用した広報を実施（令和6年2月～3月、令和7年2月～3月）。
 - 復興庁において、関係府省庁と50名以上の専門家で作成した「放射線リスクに関する基礎的情報」（冊子）をHPに掲載。自治体から依頼に応じて追加配布しているほか、各種会合イベントにおいて配布（令和2年6月時点で約4万部配布）。

- パンフレット「風評の払拭に向けて」（日本語・英語）を作成・改訂（平成 28 年 4 月～、直近：令和 5 年 10 月）。中国語（簡体字・繁体字）・韓国語版を作成・改訂（平成 29 年 1 月～、直近：令和 5 年 10 月）。
- 関係行政機関における情報発信等のモデルとなるコンテンツとして、「放射線のホント」（冊子）を HP に掲載（平成 30 年 3 月～）。
- テレビ、ラジオ、インターネット、SNS、マンガ等を活用したメディアミックスによる情報発信を実施。具体的には、テレビ番組、ラジオ番組の全国放送、復興の現状や放射線に関する基礎的な知識を知ってもらうための動画やアニメ、クイズ等を掲載した復興庁 WEB サイトの開設や放射線に関する情報をまとめたリーフレットの作成・病院等への配布等を実施（平成 31 年 2 月～）。
- 環境省において、関係省庁等が発信する情報を専門家により監修され作成した「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」（日本語版、英語版）を環境省 HP に掲載。令和 6 年度は「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」（日本語版、英語版）を改訂。
- 「放射線による健康影響等に関するポータルサイト」をより見やすくするためにリニューアルするとともに、統一的な基礎資料のダイジェスト資料（食べる、訪れる、住む、胎児への影響・遺伝性影響、身近な放射線の 5 テーマ）について、UNSCEAR2020/2021 年報告書における事故に伴う放射線による健康影響について科学的にコンセンサスのとられた知見を反映させる等、コンテンツの内容を改訂。また、上記ポータルサイトについて、スマートフォンでも見やすいコンテンツを更新するとともに、一般の方にも分かりやすいインフォグラフィック等を用いた情報を掲載。なお、上記ポータルサイトは平成 26 年 3 月の開設以降、週 1 回のペースで更新を継続。
- 放射線の健康影響に係る情報をアップデートし、いわれのない差別・偏見をなくしていくため、「ぐるぐるプロジェクト」を 2021 年 7 月に立ち上げ、放射線健康影響に関する正確な情報を全国に分かりやすく発信する取組を推進。その一環として、全国で放射線の健康影響に係る学びの機会（令和 6 年度：延べ 387 団体 2,953 名が参加）と発信の機会（令和 6 年度：延べ 81 名が参加）を創出。
- 環境再生プラザ等の施設において、放射線に関するリテラシーの向上に資する情報を発信するとともに、放射線リスクコミュニケーションの専門家を自治体、教育機関等に継続的に派遣。
- 経済産業省において、福島をはじめとする被災地の今を広く国内外に伝えるため、関係機関協力の下、被災地の広報動画を作成し、インターネット配信や DVD により情報を発信（平成 28 年 9 月、平成 29 年 1 月、3 月、10 月、平成 30 年 2 月、3 月、9 月、令和元年 5 月、令和 2 年 3 月）。また、アジア各国向けに、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語に翻訳した動画を作成し、インターネット配信及び DVD にて発信（平成 29 年 3 月、8 月、平成 30 年 4 月）。
- 経済産業省 HP 及び訪日外国人観光客向けの Web メディアにて福島県の魅力を伝える広報記事を全 8 言語（日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、タイ語、韓国語、インドネシア語、ベトナム語）で作成、Web 上で公開（平成 31 年 1 月～令和 4 年 3 月）。
- FPCJ(公益財団法人フォーリン・プレスセンター)が海外メディア向けに

- オンライン形式で実施したプレスブリーフィングで、経済産業省及び東京電力より、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の進捗状況や ALPS 処理水の海洋放出の状況について説明（令和 6 年 3 月・令和 7 年 3 月）。
- 外務省主催で、ALPS 処理水の取扱いに関する在京外交団等向け説明会を実施し、東京電力から、これまでの ALPS 処理水の海洋放出実績及び今後の放出計画について、経済産業省から、海洋放出開始後に実施された IAEA によるレビューの結果の概要について説明（令和 6 年 8 月に東電福島第一原発事故以降 124 回目の説明会を実施）。
 - 在中国大使館ではアニメーション動画を平成 29 年から毎年作成。最新版は令和 3 年 4 月の ALPS 処理水の処分に係る基本方針の決定のタイミングで配信し、トリチウムの性質や、国際社会に対して透明性を持って説明していく旨の日本政府の方針を説明。在上海総領事館では同アニメーション動画を転載し情報発信を行った（令和 3 年 4 月）。
 - 在韩国日本大使館及び在中国日本大使館では、東電福島第一原子力発電所の原発事故について正確な情報を発信すべく Q&A を作成し、各館 HP に掲載。在中国日本国大使館では、HP、中国の SNS である weibo 及び新たに開設した X のアカウントを通じ、ALPS 処理水の処分に係る正確な情報を中国語で発信した（令和 5 年 1 月～）。在韩国日本大使館 HP 等では、日本の 3 都市とソウルの空間線量率を原則毎営業日更新（平成 31 年 9 月～）。また、在中国大使館、在上海総領事館、在瀋陽総領事館等では「福島第一原発 ALPS 処理水の処分に係る基本方針」（英文）（本文又は概要）を掲載した（令和 3 年 4 月）。
 - 韓国の報道関係者を対象に、復興の進捗状況、東電福島第一原子力発電所の現状、日本産食品の信頼確保と輸出の拡大等に関するオンライン説明会を開催（令和 3 年 3 月、令和 4 年 9 月、令和 5 年 7 月）。また、在韩国日本大使館において、東日本大震災から 10 年の機会に式典及びパネル展示会を開催し、震災復興に関する正確な情報を発信（令和 3 年 3 月）。
 - 外務省において、在京外国メディア向けに福島県へのプレスツアーを実施し、復興状況や、ALPS 処理水も含む東京電力福島第一原発の現状等についての取材機会を提供。ツアーでは政府関係者によるブリーフを実施（令和 5 年 2 月）。スペイン及び韓国の記者を招へいし、福島復興、廃炉、ALPS 処理水の海洋放出に関する政府関係者や東京電力によるブリーフィングを実施（令和 5 年 10 月及び 11 月）。東南アジア・大洋州・中南米・東南アジア・欧州諸国を対象に ALPS 処理水の海洋放出に関するオンライン・ブリーフを実施（令和 5 年 11 月）。
 - 外務省において、東日本大震災から 10 年に際し、ユーロニュースと協力し、福島特集番組を制作。福島第一原発事故後の除染の進捗や廃炉に向けた工程、地元農産品の海外展開等が取り上げられ、IAEA や海外専門家による評価も交え、原子力災害後の日本の安心・安全への取組が発信された（令和 3 年 3 月）。また、令和 4 年 3 月には福島産食品の安全性確保に向けた取組を紹介する番組を同社と制作し、テレビ放送及びオンライン配信にて発信した。
 - 外務省において、被災地の復興の様子と ALPS 処理水の海洋放出を含む廃炉事業の安全性について、海外の専門家の評価を交えつつ科学的見地から紹介する短編動画や、日本が食品の安全性確保に真摯に取り組み、多くの国が日本産食品に対する輸入規制を撤廃・緩和したことを紹介する

短編動画を制作。外務省ホームページに掲載したほか、YouTube にて広告配信及び海外テレビネットワークにて CM 放送を実施。

- 国際交流基金において、東北の魅力を発信すべく、陶芸、漆芸、染織、金工、木竹工作品の手仕事の美しさを紹介し、会津本郷焼（福島県）、津軽塗（青森県）、南部鉄器（岩手県）、曲げわっぱ（秋田県）、刺し子などを海外にて巡回する展覧会を実施（平成 23 年～）。
- 国際交流基金は、東日本大震災で被災した郷土芸能や文化芸術の復興、次世代の担い手育成、国内外への三陸の魅力発信などを目的に開始された三陸国際芸術祭と連携し、東南アジアを中心とするアジア各国と三陸沿岸を郷土芸能・民俗芸能を通じてつなぐ交流事業を実施（平成 27 年～）。
- 国際交流基金の日本映画発信ウェブサイト上にて、東日本大震災で津波による被害を受けた陸前高田市において、若者が現地の人々にインタビューを行う姿を描いたドキュメンタリー映画の海外向け無料配信を実施。また、同作品を推薦した仙台市所在のミニシアター「フォーラム仙台」を同サイト内の記事で紹介（令和 4 年 12 月～）。福島県双葉町と、福島県からの移民が盆踊りを継承してきたハワイ・マウイ島との、盆踊りを通じた交流を描いたドキュメンタリー映画の海外向け無料配信を実施（令和 5 年 8 月～10 月）。また同サイト内で、津波の被害に耐え残り国有形文化財に登録された酒蔵をコミュニティシアターに改装、運営している「シネマ・デ・アエル」を紹介（令和 5 年 8 月～）。
- 国際交流基金は、インド太平洋地域において、防災に関連する分野に携わる若手・中堅の研究者や実務家 15 名のグループを日本に招へい、南三陸など東日本大震災の被災地を訪れて、震災後の復旧・復興の様子についての視察や関係者との意見交換を行った（令和 5 年 9 月及び令和 6 年 7 月）。
- 国際交流基金のパリ日本文化会館及びマドリード日本文化センターにて、陸前高田市でドキュメンタリー作品を制作している小森はるか監督の 3 作品を上映、監督と上映会参加者との質疑応答を実施（令和 6 年 3 月）。
- 国際交流基金パリ日本文化会館にて、「証言する 3.11 後文学」と題して、仏訳されている日本文学作品を例に、震災が文学に与えた影響や文学作品から読み解く現代社会について考える講演会を実施（令和 7 年 3 月）。
- 国際交流基金リマ日本文化センターにて、東北出身のミュージシャン白崎映美をペルーに招へいし、リマ市内外の学校、日系人協会、リマ市立劇場等での公演や、東北の神様を模した巨大人形のパレードを行った。（令和 6 年 3 月）
- 国際交流基金ソウル日本文化センターにて、韓国ソウル市内の映画館と共催で「日本映画の現在」と題する日本映画の特集上映を行った際、その一環として、東日本大震災の津波による甚大な被害を受けた陸前高田市でドキュメンタリー作品を制作している小森はるか監督の 5 作品を上映。監督本人をソウルに招へいし、当地映画関係者との対談や講演、上映会参加者との質疑応答を実施（令和 6 年 6 ～ 7 月）。
- 関係府省庁と連携し、消費者庁において、伊東内閣府特命担当大臣、識者及び生産者等で被災地で生産された食品の現状やこれからについて座談会を行うとともに、その内容について新聞広告を掲載（令和 7 年 3 月：読売新聞）。

○復興庁において、福島の魅力や復興、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の現状や安全性などを、より広い層への認知拡大、理解獲得を目的として、日本語、タイ語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、フランス語、スペイン語、ベトナム語の計9言語にて「福島で特別な旅を」「福島と生きる」の動画制作、「ふくしま復興進行形～東京電力福島第一原子力発電所」動画の一部修正を実施した。さらに、韓国、オーストラリア、ベトナム、タイを中心に広告を配信し、動画のリーチ拡大と、静止画広告によるWEBサイト流入を促進し、他施策で実施した成果物の価値最大化を行った。（令和6年度）

e. 国内外に対する水産物の安全性についての情報発信

【復興庁、農林水産省、外務省】

- 農林水産省において、水産物のモニタリング検査については、水産庁HPへ随時結果を掲載するとともに、これまでの水産物のモニタリング検査等の取組を総括し、「水産物の放射性物質検査に係る報告書」をとりまとめて公表（平成29年10月）。令和4年6月からトリチウムを対象とする水産物のモニタリングを開始。これらを含めた国内外に向けた説明資料の作成や説明会の実施により、消費者等への情報提供を実施。
- 放射能と魚について分かりやすく説明した冊子の作成・配布。
- 福島県の漁業や放射性物質の検査結果について説明した冊子（日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、タイ語）の作成・配布（令和5年7月）。
- 平成23年以降、事業者、消費者等に対して説明会等を実施（令和6年9月17日時点で220回）。
- 復興庁において、常磐ものの魅力やALPS処理水の海洋放出の安全性を知ってもらうため、主催イベントを開催（令和6年2月、12月）。また、地方のイベントにブース出展（令和5年度2回、令和6年度6回）。
- 復興庁において、釣りと料理を通して地域食材の魅力を伝え、安全性等への理解の増進を図るため、相馬沖での釣りと釣れた魚を使った有名シェフによる料理ワークショップを行うオンラインイベントを開催（令和2年9月、令和3年10月）。
- 復興庁において、親子を対象とした釣り等を通じて福島県産水産物の魅力や安全性を学ぶイベントを開催（令和4年8月、令和5年3月、令和5年7月、8月、10月、令和6年10月）
- 復興庁において、福島の復興の現状、福島の安全性、ALPS処理水を含む東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の進捗などについて、在日中国人留学生や韓国人を対象としたツアーを実施（令和4年8月、11月、令和6年2月、3月）。
- 復興庁において、福島県産水産物の安全性や魅力を発信するイベントをタイ（令和5年2月、令和6年1月、2月、令和6年8月）とベトナム（令和6年2月）で開催。
- 復興庁において、タイ（バンコク都内、ナコーラチャシーマー県）及びオーストラリア（シドニー）で開催されたイベントにて、水産物のみならず福島県を中心とした復興の現状／食／観光／伝統工芸などの魅力を発信するブース等を出展した。（令和6年8月、11月、12月）
- 海外における日本産水産品に対する風評被害対策、魅力発信事業として、

在外公館主催で日本産食品の PR イベントを令和 5 年度は 76 件、令和 6 年度は 62 公館（天皇誕生日祝賀レセプションでの水産品提供を含む）にて実施。令和 5 年度に EU 代表部、在釜山総領事館で開催したレセプションでは、中国等の輸出規制措置強化で影響を受けた水産品の代替販路拡大に繋げる人脈構築や、科学的根拠のない輸入規制措置の撤廃に向けた国際社会の理解を促した。また特に販路拡大としてナマコの提供も積極的に行い、米国で実施したレセプションでは初めてナマコ料理を振る舞い好評であった。（令和 6 年 1 月～3 月）。令和 6 年度には、韓国や中国といった未だ規制措置を継続する国において、輸入が認められている日本産食品を使用した料理等をレセプション参加者に提供し、その安全性や魅力を PR するとともに、規制国の代替販路となっている国等においても、政府関係者や各界関係者に加えてレストランや水産業関係者なども合わせて招待する等して、風評の影響の払拭と更なる輸出促進に向けて取組を行った。

f. 「県政だより」等の自治体広報誌を活用した正確な情報発信
【復興庁】

○31 都道府県、約 250 市区町村の広報誌等で掲載（平成 28 年度）。

g. 復興フォーラムにおける情報発信等

【復興庁】

○「東北復興月間」を設け、復興庁主催の「東日本大震災 5 周年復興フォーラム」等各種イベントにおいて、福島県産品の食の安全・安心への取組ブース出展、福島県内の放射線量等に係るパネル展示等による情報発信を実施。内閣総理大臣等が視察（平成 28 年 6 月）。

○復興庁主催の「復興フォーラム in 大阪」において、東北の産品のマルシェ、放射線や観光情報に係るパネル展示・パンフレット配布・有識者による座談会等による情報発信を実施（平成 29 年 6 月）。

h. G7 関連会合における情報発信

【復興庁、関係府省庁】

○平成 28 年の G7 関連会合（全 11 会合）で日本語のほか、英語版のパネル展示、パンフレット配布を実施し、出席者及び海外を含むプレス等に向けて情報発信を実施。

○令和 5 年の G7 関連会合で英語版のパネル展示、パンフレット配布、被災地産食材の提供等を実施し、出席者及び海外を含むプレス等に向けて情報発信を実施。

i. 令和元年に開催された G20 関連会合における情報発信

【復興庁、関係府省庁】

○令和元年の G20 関連会合（全 9 会合）で日本語のほか、英語版のパネル展示、パンフレット配布、被災地産食材の提供を実施し、出席者及び海外を含むプレス等に向けて情報発信を実施。

j. 国際会議・展示会等を活用した情報発信

【関係府省庁】

- 平成 28 年 10 月開催の「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」において、5 種類のパンフレット（「風評被害の払拭に向けて」（英語）や福島県産品を紹介した福島県作成のパンフレット（英語）等）を参加各国のスポーツ大臣等の要人に配布し、あわせて会場にも配置。また、IOC 会長や各国スポーツ大臣が出席の夕食会で東北産の食材が使われていることを文部科学大臣からアピールするとともに、復興の状況についても発言（平成 28 年度）。
- 太平洋・島サミットを福島県で開催するとともに、安倍総理夫妻主催晩餐会では、福島県産の食材を取り入れた和食や日本酒を提供する等し、各国からの出席者や海外メディアへ向けて復興の姿や福島県の魅力を PR（平成 30 年 5 月）。
- 令和 6 年 7 月 16 日、太平洋・島サミットの参加国・地域の首脳夫妻等を招待した林官房長官夫妻主催歓迎レセプションにて、福島県産品の提供や東日本大震災被災地の復興状況を伝えた。（令和 6 年 7 月）
- 海外メディア向けのワールド・プレス・ブリーフィング・レセプション（平成 30 年 9 月、令和元年 10 月）や、各国オリンピック委員向けの ANOC（各国オリンピック委員会連合）総会レセプション（平成 30 年 11 月）において、被災地産食材を活用した料理や日本酒の提供、復興大臣・副大臣らによる被災 3 県の復興の状況や風評対策についての PR を実施。
- 環境省において、東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興や環境再生の取組を世界に発信することを目的として、令和 4 年 11 月にエジプトで開催された国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議（COP27）、令和 5 年 12 月ドバイで開催された COP28、令和 6 年 11 月にアゼルバイジャンで開催された COP29、令和 5 年 5 月広島で開催された先進 7 カ国首脳会議（G7 サミット）においてジャパン・パビリオンでのブース出展を実施。また、令和 5 年 5 月、10 月、令和 6 年 2 月に開催された IAEA 専門家会合においては、除去土壌の再生利用・最終処分等の技術的事項や理解醸成のあり方等に関して議論を実施し、令和 6 年 9 月、本会合の成果をとりまとめた最終報告書が IAEA から公表された。さらには、ウィーンで開催された IAEA 総会のサイドイベント（令和 5 年 9 月、令和 6 年 9 月）、中間貯蔵施設への現地視察（国際放射線防護委員会（ICRP）（令和 5 年 11 月、令和 6 年 11 月）、経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）（令和 6 年 6 月）、海外メディア（令和 6 年 2 月、令和 7 年 2 月））等を通じて、世界各国の方に福島の実地環境再生や復興の進捗に関する情報発信を実施した。
- 経済産業省として、IAEA 総会において東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の進捗及び ALPS 処理水をテーマとしたサイドイベントを開催（平成 27 年より毎年実施しており直近は令和 6 年 9 月に開催）。NDF 福島第一廃炉国際フォーラムにおいて、1 F 廃炉をテーマに、地元の方々や海外有識者等を交えて議論を実施（平成 28 年より毎年実施しており、直近は令和 6 年 8 月に開催）。IAEA 原子力発電所の廃炉に関する国際会議において、福島の実地復興と福島第一原発の廃炉に関するサイドイベントを開催（令和 5 年 5 月）。

k. 在外公館と連携した情報発信

【外務省、復興庁】

- 中国（北京・上海・香港）、シンガポール、豪州（シドニー・パース）、英国（ロンドン）、ドイツ（ベルリン・デュッセルドルフ）、米国（ロサンゼルス・、ホノルル）、メキシコ（メキシコシティ）、台湾（台北）で、福島県人会と連携し、福島県産品の提供や、パンフレット配布などを通じて福島県の魅力をPRした（平成28～30、令和3～6年度）。
- 復興庁と在アメリカ合衆国日本国大使館とが連携し、天皇誕生日レセプションへ福島産品・日本酒を、「泡盛・メスカルの夕べ」へ福島産牛肉・日本酒を提供した。（令和7年2月、3月）

1. 東京オリンピック・パラリンピックの機会における海外への情報発信

【復興庁】

- メインプレスセンターにブースを設置し、来訪メディアに対しALPS処理水の安全性等について発信。
- 関係者・選手が滞在するホテル等において復興の現状等を紹介する広報動画を放送。
- 選手村の食堂に福島県産の安全性を訴求するポスターを掲示。

等

強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する

被災地等で生産・加工された食品、伝統工芸品、工業製品等の国内外へのPR・販路拡大等の支援、新たな需要創出のための農林水産物、特産品、工業製品等の開発・実証等の支援並びに風評に立ち向かいながら地域産品のブランド力向上等先進的な取組を行う地域事業者等を積極的に広報するとともに、被災地産品等に対する諸外国の輸入規制緩和に向けた働きかけを継続する。

また、東北等への観光需要を喚起し、訪問者の増加により、被災地のイメージを回復するとともに、観光業を支援する。

1. 被災地産品の販路拡大等

(主な取組)

- a. 福島県及び近隣県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援

【農林水産省】

(生産段階)

- ① 産地競争力の強化
- ② 農林水産物等の放射性物質検査
- ③ 第三者認証 GAP 等の取得
- ④ 有機農産物等の環境にやさしい農産物の供給拡大
- ⑤ 福島県及び近隣県の漁業者グループの行う生産性向上等に資する漁業用機器設備の導入
- ⑥ 福島県の漁業の本格的な再開に向けた漁業復興計画の策定や、福島県及び近隣県における単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等
- ⑦ 福島県における水産資源造成・回復のための種苗生産・放流
- ⑧ 福島県及び近隣県における次世代の担い手となる新規漁業者の確保・育成の強化
- ⑨ 福島県における水産業共同利用施設等の整備 等

(流通・販売段階)

- ① 農林水産物等の販売不振の実態と要因の調査
- ② 生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言
- ③ 量販店、外食店、EC サイト、アンテナショップでの販売促進の取組、商談会の開催等
- ④ 消費者に対する福島県産農林水産物の安全・安心に係る情報発信
- ⑤ 水産エコラベルの取得、水産物のブランド化、新たな販路開拓
- ⑥ 福島県水産物の県内消費地市場における取扱拡大
- ⑦ 海外バイヤーの被災地への招聘、商談会 等

- b. 民間事業者等の被災地応援フェア等の開催及び社内食堂における被災地食材の利用等の働きかけを強化する等、官民の連携による被災地産品の消費拡大の取組を推進（「食べて応援しよう！」キャンペーン等）

【農林水産省、経済産業省、復興庁、全府省庁】

- 「食べて応援しよう！」キャンペーンの推進：被災地産品販売フェア等の取組の報告数：2,019件（令和7年3月末現在）。
- 各府省庁の食堂で被災地食材メニューを提供。また、経済産業省、特許庁食堂で福島県産品（水産物、野菜等）を使用したメニューを提供（累計10回）。
- 広域に販売網・拠点を有する流通事業者に対し、被災地産品（農産物）の消費拡大に向けた取組について、福島県・JA等が個別に商談できるよう経済産業省、農林水産省、復興庁が連携して環境を整備（平成27年4月）。
- 流通関係者、福島県、農林水産省、経済産業省、復興庁の間で最新の産地情報や販売促進の取組等について情報共有、意見交換を行う「福島県産品の販売促進に向けた情報交換会議」を開催（平成27年6月、平成28年1月、8月）。
- 復興庁、経済産業省、農林水産省、文部科学省、厚生労働省（平成31年3月～）が連携し、食品産業関係団体、国公立大学・私立大学、都道府県・都道府県議会等宛てに、被災地産品の利用・販売促進を要請（平成26年8月（合計1,173団体・機関）、平成27年10月（合計1,601団体・機関）、平成28年10月（合計1,601団体・機関）、平成30年3月（合計1,577団体・機関）、平成31年3月（合計1,574団体・機関）、令和2年3月（合計1,578団体・機関）、令和3年3月（合計1,573団体・機関）、令和4年3月（合計1,572団体・機関）、令和5年3月（合計1,491団体・機関）、令和6年3月（合計1,270団体・機関）、令和7年3月（合計1,015団体・機関））。
- 日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所宛てに、復興庁、農林水産省（平成27年10月～）、経済産業省（平成27年10月～）の連名で、福島県産品をはじめとした被災地産品の利用・販売促進の一層の協力を要請（平成26年8月、平成27年10月、平成28年10月、平成31年3月、令和2年3月、令和3年3月、令和4年3月、令和5年3月、令和6年3月、令和7年3月）。
- 日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、関西経済連合会（平成29年のみ）に対し、復興大臣が、積極的な福島県産品の購入・使用、被災地への観光の促進及び企業立地の検討を要請（平成29年2月、3月、6月、平成30年1月、2月、3月、平成31年2月、3月、令和2年2月、3月、令和3年3月、令和4年2月、3月、令和5年3月）。
- 流通業界10団体宛てに、経済産業副大臣名で、福島県産品の流通・販売促進、被災地応援フェア、贈答品等での一層の利用・販売等の協力を要請（平成26年10月、平成27年11月、平成28年11月）。
- 各都道府県知事・議長、経済同友会、日本商工会議所、日本経済団体連合会宛てに、復興庁、農林水産省、経済産業省の連名で、福島県産品を

はじめとした被災地産品の利用・販売促進の一層の協力やフォローアップ、優良事例の積極的な対外発信を要請（平成 30 年 3 月、平成 31 年 3 月、令和 2 年 2 月、3 月、令和 3 年 3 月、令和 4 年 3 月、令和 5 年 3 月）。

- 福島県産農産物等流通実態調査の結果に基づき、小売業者、外食業者、中食業者、加工業者、仲卸業者、卸売業者、生産者の計 258 団体宛てに、復興庁、農林水産省、経済産業省の連名で、指導・助言等を通知（平成 30 年 4 月、平成 31 年 4 月、令和 2 年 4 月、令和 4 年 4 月、令和 5 年 4 月、令和 6 年 4 月、令和 7 年 4 月）。
- 「三陸・常磐もの」の魅力発信・消費拡大のために、1,200 者を超える企業等が参加する「三陸・常磐ものネットワーク」を活かし、ネットワーク参加企業等による弁当や社食の購入等を通じた消費を喚起。これまでに 4 回「三陸・常磐ウィークス」を開催し、官民合わせて合計約 254 万食の弁当や社食等が提供（令和 5 年 2～3 月、令和 5 年 7～9 月、令和 6 年 1～3 月、令和 6 年 10～11 月）。

c. 霞ヶ関における福島復興フェア等の開催

【経済産業省、復興庁、関係府省庁】

- 経済産業省、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、消費者庁、金融庁、特許庁及び復興庁が、「霞が関ふくしま復興フェア」としてリレー方式で、福島県産品の販売・観光情報展示等により福島県の魅力をトータルに発信（平成 27 年 7～8 月、平成 28 年 7～8 月（13 省庁に拡大）、平成 29 年 7～9 月、平成 30 年 7～8 月、令和元年 7 月～8 月、令和 6 年 7 月）。
- 内閣府、内閣官房、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、金融庁、消費者庁、原子力規制庁、特許庁及び復興庁の 18 府省庁において、「霞が関ふくしま復興フェア」をオンラインにて開催（令和 2 年 8 月～10 月、令和 3 年 7、8、12 月、令和 4 年 7 月～8 月、10 月～11 月、11 月～12 月、令和 5 年 7 月～8 月、9 月～11 月、11 月～12 月、令和 6 年 6 月～8 月、9 月～11 月、11 月～令和 7 年 1 月）。
- 経済産業省において、食堂メニューに福島県産農産物を使用した料理を常時提供（令和 3 年 10 月～令和 7 年 3 月）。
- 経済産業省において、3.11 福島のお魚を食べて応援しよう in 経産省の実施（令和 4 年 3 月）、また、21 省庁が参加したお魚を食べて復興を応援しよう in 霞が関を実施（令和 4 年 3 月 28 日～30 日）
- 〔再掲〕各府省庁の食堂で被災地食材メニューを提供。また、経済産業省、特許庁食堂で福島県産品（水産物、野菜等）を使用したメニューを提供（累計 10 回）。

d. 被災地産の地域木材、伝統的工芸品、工業製品等の販路拡大支援や新製品の開発支援等を実施

【経済産業省、農林水産省、外務省】

- 農林水産省において、地域材を活用した住宅等の PR 展示、被災者の住宅再建に向けた地域住宅生産者向け技術講習会等を福島県内外で 21 回実施（平成 27 年 7 月～平成 29 年 9 月）。

- 経済産業省において、工業品等の販路開拓（ビジネスマッチング・商品開発）を支援。
 －商談件数：約 3,200 件、商談成約金額：約 57 億円（平成 23～27 年度事業までの累計）
- 大学、公的研究機関又は大手企業との連携の機会提供・試作品開発を支援し、風評被害払拭、販路拡大を支援。
 －産学官連携件数：74 件、産学官連携成約金額：5,228 千円、商談件数：253 件、商談成約金額：945,247 千円（平成 28～29 年度）。
- 外務省において、令和 3 年度にギニアビサウ、コンゴ（共）、マリ、モザンビーク及びレソト（実績 7 億円）、令和 4 年度にギニアビサウ、コンゴ（共）、モザンビーク及びレソト（実績 7 億円）、令和 5 年度にギニアビサウ、エスワティニ、モザンビーク、レソト及びベネズエラ（実績 7 億円）に対し、被災地等で加工された魚缶詰を供与。

e. 福島県浜通り地域の農林水産業再生に向け、現場が直面している課題における研究開発や実証研究の実施及び成果の社会実装の促進

【農林水産省】

- 福島イノベーション・コースト構想等に基づき、福島国際研究教育機構において、農林水産業分野の課題解決に向けた技術開発・実証試験型の研究及び成果の社会実装を推進。（令和 3～4 年度：11 課題、令和 5 年度：25 課題、令和 6 年度：24 課題）

f. 全府省庁による被災地産品の利用・販売促進

【農林水産省、経済産業省、防衛省、全府省庁】

- 全府省庁の食堂・売店（出先機関を含む）で被災地産品を利用・販売。
- 〔再掲〕各府省庁の食堂で被災地食材メニューを提供。また、経済産業省、特許庁食堂で福島県産品（水産物、野菜等）を使用したメニューを提供（累計 10 回）。
- 外務省において、飯倉別館等にて開催するレセプションでは被災地産品を活用。
- 飯倉別館における各種行事の際に福島県産の天然水を活用。
- 外務省において、各国首脳や皇族等への贈呈品として福島県産の伝統工芸品を利用。
- 経済産業省内コンビニエンスストアにおいて、福島県産品の販売及び情報発信を実施（平成 26 年 9 月、12 月～）。
- 高知地方合同庁舎内食堂において福島県産米を使用したごはんを提供（平成 30 年 12 月）、東北農政局において岩手、宮城、福島の被災 3 県の農林漁業者、食品事業者へ農林水産物や加工品などを販売する場を提供し、被災地の復興を応援（平成 31 年 3 月、令和 4 年 7 月、令和 6 年 3 月）、農林水産省 1、6 階フロアにおいて、地域の特産飲料を販売する自動販売機を設置し、福島県の桃ジュースを販売（令和 2 年 9 月）、農林水産省内農林生協総合売店において福島県産食品の販売コーナーを常設し福島県の魅力的な商品、隠れた逸品を販売（令和 2 年 9 月）するなど、農林水産省及び出先機関の食堂・売店において、被災地産食品を積極的

に利用・販売。

- 防衛省において、被災地で製造されたレトルト品を調達（約 160 万食（令和 6 年度））。
- 内閣府被災者支援チーム/経済産業省、農林水産省、復興庁が、福島県や農業関係者団体等と風評被害の実態や施策の効果を検証する「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会」を実施（平成 29 年 2 月、4 月、6 月、10 月、平成 30 年 5 月、令和元年 10 月）。
- 経済産業省において、福島県産農林水産物の安全性と製品の魅力を主婦層に伝えるため、有名料理家による取材動画を通じて食材に対する安心感や期待感の造成を図るとともに福島の生産者も参加したオンライン料理講座により生産者の顔が見える講座を開催（令和 3 年 1 月）。
- 経済産業省において、東北の食材を扱う方々を招き、その魅力を発信するとともに、風評の払しょくに向けて個々人ができることを考えるオンラインイベントを東京都内で開催（令和 3 年 12 月）。

g. 福島復興再生特別措置法に基づく農産物等の新品種登録出願に係る出願料及び登録料、地域団体商標登録の特例措置

【経済産業省、農林水産省、復興庁】

- 地域団体商標登録については、軽減措置の適用を受けた登録が 2 件（令和 3 年 4 月現在）。
- 農産物等の新品種登録については、福島県からの 9 品種が登録され、4 品種が出願中（令和 7 年 4 月現在）。

h. 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の公布・施行（平成 29 年 5 月 12 日成立、5 月 19 日公布・施行）

【復興庁】

- 風評被害の実態調査やこれに基づく措置を位置づけ。

i. 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の公布・施行（令和 2 年 6 月 5 日成立、6 月 12 日公布、令和 3 年 4 月 1 日施行）

【復興庁】

- 海外の風評払拭や輸入規制の撤廃に向けた働きかけ、福島における風評被害が経営に及ぼす影響に対処するための事業活動に係る特例措置の規定を位置づけ。

等

2. 国内外からの被災地への誘客促進等

（主な取組）

a. 福島県への国内観光客や訪日外国人旅行者等の旅行者数を拡大するための取組を実施

【国土交通省、復興庁、文部科学省】

- 福島県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業への支援を実施（平成 27・28・29・30 年度、令和元・2・3・4・5・6・

7年度)。

- 同事業において、海外風評対策事業を中国・韓国・台湾やASEAN 諸国など計5カ国で実施（平成27年度）。
- 同事業において台湾・欧米・豪、ASEAN 諸国などを対象とした海外メディア関係者や影響力の高いインフルエンサーを招へいたプロモーション事業を展開、併せて海外現地において情報発信、商談会等を開催（令和3・4年度）。
- 同事業において、ホープツーリズム（震災・原発事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅）を含む教育旅行・合宿モデルコース等のモニターツアー実施。
 - 首都圏、隣接県、九州地区、台湾 計32回653名（平成27年度）
 - 首都圏、隣接県及び首都圏保護者等計13回248名（平成28年度）
 - 首都圏、関西圏、隣接県学生及び教員・保護者等計14回285名（平成29年度）
 - 首都圏、関西圏、九州地区学生及び教員・保護者等計12回180名（平成30年度）
 - 首都圏、関西圏、北海道、九州地区学生及び教員・保護者等計14回370名（令和元年度）
 - 県外の教育旅行関係者及び民間企業等計33回423名、オンラインモニターツアー計20件72回824名（令和2・3・4・5・6年度）
- 同事業において、インバウンドの他、ワーケーションとの組み合わせによる個人旅行者を対象としたホープツーリズムのモニターツアーを実施（令和4年度：計591名、令和5年度：計611名）。
- 同事業において、東京ビックサイトまたはインデックス大阪・沖縄コンベンションセンター（オンライン）におけるツーリズムEXPOを実施（平成27年9月、平成28年9月、平成29年9月、平成30年9月、令和元年10月、令和2年10月、令和5年10月、令和6年9月）。
- 同事業において、首都圏におけるキャラバンや、都内情報発信拠点における商品の販売促進等の観光PRの実施（平成27・28・29・30年度、令和元・2・3・4・5・6年度）。
- 同事業において、英語版の相双地方概要、沿線MAP、エリアガイドブックなどを作成（平成27年度）。
- 同事業において、まちづくりワークショップや、おもてなし研修会の開催、観光地づくりアドバイザーの派遣等による人材育成を実施（平成27・28・29・30年度、令和元・2年度）。
- 同事業において、観光地域づくりの中核人材を育成する目的で研修会を実施（令和3・4・5・6年度）。
- 同事業において、日本酒や温泉、花、地域文化・歴史を活かして県内を周遊するためのイベントや広報を実施（平成27・28・29・30年度、令和元・2・3・4・5・6年度）。
- 同事業において、旅行会社招請による観光地視察ツアーを通じて、旅行商品造成の働きかけを実施（平成27・28・29・30年度、令和元・2・3・4・5・6年度）
- 同事業において、訪日外国人旅行者の誘客を見据え、外国人を対象としたモニターツアーの催行を通じて観光コンテンツの磨き上げを実施（令和3・4・5・6年度）。

- 復興庁、観光庁からの協力依頼を受け、文部科学省から全国の教育委員会教育長、知事に対して、福島県への修学旅行等の実施に関する通知を发出（平成 26 年 9 月、平成 31 年 3 月）。
- 平成 26 年度補正予算において、「原子力災害からの福島復興交付金」を措置。それに基づき、福島県において、修学旅行のバス代の一部を補助する教育旅行復興事業を創設（平成 27 年 4 月）。
- 震災以前に福島県への修学旅行等の実績が多かった地域の学校に対して、福島県への教育旅行に関するアンケートを実施（平成 28 年度、令和元年度）。
- 全国の都道府県・市町村の教育長、小中高等学校長、PTA 会長等が参加する会議等において、福島県への修学旅行の実施に係る説明と要請、資料提供等を実施（平成 26 年～令和 6 年度に 253 回実施（令和 6 年度 3 月末時点））。

（参考）福島県の修学旅行等の現状

震災前：約 70 万人泊 → 令和 2 年度（震災後）：約 10 万人泊

- 教員研修施設において福島県関連資料を提供（平成 28 年度～）。
- 自治体国際化協会が開催した平成 29 年度海外事務所長会議において、風評対策の主な取組状況と今後の取組の方向性を説明（平成 29 年 5 月、平成 30 年 5 月）。
- 全国高等学校 PTA 連合会大会及び日本 PTA 全国研究大会において、開会式の挨拶で復興大臣等から福島県への教育旅行回復に向けた協力や正しい放射線知識の理解促進等を依頼するなどの取組を実施（平成 29 年 8 月（日本 PTA 全国研究大会のみ）、平成 30 年 8 月、令和元年 8 月）。

- b. 太平洋沿岸エリアの各地域が、復興プロセスに応じた滞在交流促進のための体制づくりや取組を段階的に実施するための支援を行う。併せて、地域の実情に応じたツアーの企画・造成等への支援や、自立した地域づくりに向けた体制確立を図る

【国土交通省】

- 東北観光サポーター 312 名参加、語り部育成研修会を 4 地域で 15 回開催、延べ 210 名参加。モニターツアーを 21 件催行、561 名参加。
 - 浜通り地域を通る国道 6 号線をルートとした「ろくバスツアー」を開催（平成 29 年度：70 名参加、平成 30 年度：90 名参加）。その他モニターツアーを 10 件催行、243 名参加。
- 常磐線、常磐道沿線観光情報発信アプリ運用を支援（平成 29 年度）。

- c. 訪日観光客増加に向けた諸外国、外国プレス、インフルエンサー等への情報発信事業の実施

【外務省、復興庁】

- 外務省において、記者を招へいし、被災地取材のため、食の安全や福島県の復興状況に関する取材をアレンジ。
- 平成 30 年度：8 か国・地域から 9 名の記者が参加
 令和元年度：13 か国から 14 名の記者が参加
 令和 2 年度：5 か国から 8 名の記者が参加（オンライン）
 令和 3 年度：4 か国から 4 名の記者が参加（オンライン含む）

- 令和4年度：18 か国から 25 名の記者が参加（オンライン）
- 令和5年度：14 か国から 21 名の記者が参加（オンラインを含む）
- 令和6年度：4 か国から 4 名の記者が参加
- 在京外国メディア記者に対し、福島県へのプレスツアーをアレンジ。
 - 平成30年度：米国、中国、フランス、ドイツ、スペイン、デンマーク、バングラデシュ 7 か国から 17 名の記者が参加
 - 令和元年度：韓国、米国、ドイツ、フランス、スペイン、スイス、ベトナム 7 カ国から 17 名の記者が参加
 - 令和2年度：韓国、米国、英国、ドイツ、デンマーク、インドネシア 6 か国から 8 名の記者が参加
 - 令和3年度：韓国、米国、英国、中国、ロシア 5 か国から 6 名の記者が参加
 - 令和4年度：韓国、米国、英国、中国、フランス、ドイツ、スペイン、ポルトガル 8 か国から 10 名の記者が参加
 - 令和5年度：米国、中国、台湾、ドイツ、スイス、トルコ 6 か国 8 名の記者が参加
- 外務省が英 BBC と連携し、東北地方の自然や観光資源、特産品、復興の歩みを取り上げる編成番組を制作（英国から番組プレゼンターらが訪日。BBC World「Japan's Wilderness With Nick Baker」が令和3年2月、3月に放送）。
- 外務省において、復興が進む福島の観光資源を、各地での感染症対策の実践とともに紹介する動画を制作し、安全・安心への取組を含めて福島の魅力を PR した。動画はオンライン配信するとともに、BBC World や CNN、ユーロニュースで放送した。
- 復興庁において、中国・香港のメディア関係者等を招へいし、復興が進む福島の姿や日本の食品の安全性などを知るためのツアーをアレンジ。
 - 平成30年度：中国から 14 名の記者が参加
 - 令和元年度：中国・香港から 16 名の記者が参加
- 復興庁において、被災地の復興しつつある姿や魅力の発信、風評払拭のため、聖火リレーのグランドスタートに併せ、在京の海外メディア等を対象に被災3県を巡るツアーを実施。
 - 令和2年度：東南アジアを中心とした 10 か国・地域から 13 名の記者等が参加
- 復興庁と在日外国人インフルエンサーが連携し、福島の魅力を海外向けに発信（令和4年3月、令和6年3月）。
- 復興庁において海外インフルエンサー6名（韓国、ベトナム、オーストラリア）を招へいし、モニターツアーを実施。同インフルエンサーによる復興状況、福島の食、観光地の魅力などについて発信を行った。（令和6年12月、令和7年1月～2月）
- インバウンド誘客を目的とした旅行ツアー商品を作成・販売した。タイで人気の俳優パンケーキ氏のご協力をいただき「PREMIUM FUKUSHIMA TOUR with PANCAKE ～PANCAKE と行く、プレミアム福島ツアー～」を一般消費者に販売し、ツアー前からツアー中に同インフルエンサーによる福島の魅力の情報発信を行った。（令和7年1月～2月）

d. 福島県地域通訳案内士（旧福島復興再生特別措置法に基づく通

訳案内士の特例措置)

【国土交通省】

○福島県地域通訳案内士（旧福島特例通訳案内士）登録者数※

225 名（令和 6 年 4 月現在）

※改正通訳案内士法（平成 30 年 1 月 4 日施行）により、福島復興再生特別措置法に基づく福島特例通訳案内士制度は、通訳案内士法に基づく地域通訳案内士制度に移行。

- e. 東北太平洋岸の自然公園を再編し創設した「三陸復興国立公園」を核とした公園利用施設の整備、みちのく潮風トレイルの設定、エコツーリズムの推進等の実施

【環境省】

○みちのく潮風トレイルについて、令和元年度 6 月に 1000 km を超える全線を開通させ、関連情報をトレイルセンターやウェブサイトにて発信するとともに、令和 6 年度には全線開通 5 周年記念イベントを催行し、利用者の増加を図った。（令和 7 年 3 月末時点）。

○経済産業省において、一般財団法人日本旅行協会・国内旅行推進委員会の企業を対象に、浜通り地域の旅行商品造成に向けたツアーを実施（平成 3 年 11 月）。

- f. 東北三県を訪問する外国人に対するビザ発給手数料の免除、東北六県を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザの発給

【外務省】

○平成 23 年 11 月 15 日から平成 28 年 3 月末までに全国で約 4 万 2 千件のビザ発給手数料の免除（「集中復興期間」）。

引き続き、「復興・創生期間」である 5 年間においても、ビザ発給手数料の免除措置の実施（令和 2 年 12 月末時点で約 17 万 4.1 千件発給）。

○平成 24 年 7 月 1 日から令和 2 年 12 月末までに東北六県を訪問する中国人観光客に対し約 10 万 5 千件の数次ビザを発給。

注）平成 29 年 5 月 8 日から、東北三県を六県に拡大した。

- g. 「東北・北関東への訪問運動」の展開

【国土交通省】

○官民が一体となって、東北・北関東を訪問することにより、東北・北関東の復興を応援する目的に賛同した各府省庁の 49 事業、民間等 68 団体の取組が掲載（平成 22 年度～平成 27 年度）。

- h. 被災地自治体による在外公館での観光誘致 P R、駐日外交団への地域の魅力発信の場を提供

【外務省】

○在外公館文化事業において、東北地方の文化紹介やドキュメンタリー映画上映等を実施（平成 29 年度：計 8 件、平成 30 年度：計 10 件、令和元年度：計 3 件、令和 2 年度：計 5 件、令和 3 年度：2 件、令和 4 年度：

2 件、令和 5 年度：3 件)。

- 地方の魅力発信プロジェクトにより、在外公館で被災地自治体等による観光誘致 PR 等を実施（平成 28・29・30 年度、令和 2・3・4・5 年度）。
- 外務大臣及び福島県知事共催レセプションを開催し、駐日外交団、駐日外国商工会議所等に対し、福島県の観光や文化、食を含む福島県の魅力や復興状況及び復興に向けた挑戦を発信（平成 30 年 12 月（於：飯倉公館）、令和 4 年 7 月（於：都内八芳園））。
- 外務大臣及び岩手県知事共催レセプションを飯倉公館で開催し、駐日外交団、駐日外国商工会議所等に対し、岩手県の観光や文化、食を含む岩手県の魅力や復興状況を発信（令和 2 年 2 月）。

- 地域の魅力発信セミナーにおいて、宮城県への外資系企業誘致のためのプレゼンテーション等を実施（平成 28 年度）。
- 在京外交団を対象とした福島県スタディーツアーを開催。復興関連施設等への訪問を通じ、福島の復興の様子や福島県産食品の安全確保に向けた取組について紹介し、輸入規制撤廃への理解を訴えた。
 - ―外務大臣政務官を団長として、産総研福島再生可能エネルギー研究所等の視察を実施。我が国の再エネ分野での最先端の技術・研究開発を紹介（10 か国から 12 名が参加。平成 28 年 8 月）。
 - ―勿来石炭ガス化複合発電所への訪問を通じ、「福島新エネ社会構想」に基づく我が国の取組を紹介（14 か国から 14 名が参加。平成 29 年 6 月）。
 - ―産総研福島再生可能エネルギー研究所において我が国の再エネ分野での最先端の技術・研究開発を紹介するとともに、福島市土湯温泉にある地熱バイナリー発電所を訪問し、我が国の地熱発電に関する取組についても紹介（10 か国から 10 名が参加。平成 30 年 11 月）。
 - ―在京外交団を対象とした福島県へのエネルギー関連施設等へのスタディーツアーを実施し、福島県水産海洋研究センターにおける魚介類検査の説明やソーラーシェアリング等環境に配慮した農業の先進的な取組の視察を通じて、福島県の食の安全・魅力への理解を促進（令和 2 年 3 月）。
 - ―福島原子力発電所、福島水素エネルギー研究フィールド、産総研福島再生可能エネルギー研究所などの視察、駐日外交団と地元関係者との交流会を通じ、脱炭素社会に向けた先進的な取り組みや福島の現状を紹介（8 か国から 8 名が参加。令和 4 年 11 月）。
 - ―在京外交団を対象とした福島スタディーツアーを開催。県内クリーン・エネルギー関連施設の訪問や県庁からの再エネ推進への取組に関する説明を通じ、復興状況を紹介発信（令和 7 年 3 月）。
- 外務省と福島県との共催で、駐日外交団を対象とした福島県への地方視察（ツアー）を実施。
 - ―漁港での自主検査の視察や酒蔵・農業生産施設への訪問を通じ、福島県産の食の安全・魅力への理解を促進（平成 31 年 1 月）。
 - ―農業総合センターや酒造・果樹園で県産品の安全への取組みや、IT 授業に特化し産民連携の地元大学視察、庭園・歴史館の訪問を通じ、食の安全、文化・歴史から最先端までユニークな魅力を放つ福島県の多様性・将来性を紹介（令和元年 11 月）。

- －「復興」をテーマに、東日本大震災・原子力災害からの復興の歩みと現状、再生可能エネルギー研究、デジタル技術に関わる施設や歴史的建造物等の視察を通して、福島県の復興の現状及び歴史、文化、食など多様な魅力を紹介（令和4年11月）。
- －復興に向けて挑戦を続ける「ふくしまの今」についての理解を促進するため、原子力災害からの復興の歩みや環境について学べる施設や水産物等食の安全に係る情報発信支援を目的とした施設、被災地で事業展開する企業等の視察や果樹園での桃狩りを通じて、福島の復興の現状や食の魅力を紹介（令和5年8月）。
- －「復興」をテーマに、東日本大震災・原子力災害からの復興の歩みについて学べる施設や水素エネルギー研究、産業、観光、食、特産品等の関連施設を訪問し、復興の現状や取組、福島の多様な魅力を紹介（令和6年10月）
- 外務省と福島県郡山市との共催で、駐日外交団を対象としたこおりやま広域圏への地方視察ツアーを実施。「最先端医療技術集結地のこおりやま広域圏」、「広域圏でみる東日本大震災・原子力災害からの復興の歩み」をツアーの主軸として、医療、エネルギー、そして復興等に関連する施設のほか、いちご農園や酒蔵への訪問を通して、福島の食の安全・魅力を紹介（令和3年11月）。

i. 東北への訪日外国人旅行者数を拡大するためのプロモーションを実施

【国土交通省】

- 東北：台湾で一般消費者に対するプロモーションイベント「日本東北六県感謝祭～日本東北遊楽日～」を開催
 - 来場者数 約5万人（平成27年12月）
 - 約11万5千人（平成28年12月）
 - 約12万5千人（平成29年12月）
 - 約13万5千人（平成30年12月）
 - 約28万2千人（令和元年11月）
 - 約7万6千人（令和4年3月）
 - 約7万8千人（令和4年12月）
 - 約9万3千人（令和5年12月）
 - 約9万5千人（令和6年12月）
- 東北地方において、地域からの発案に基づき実施するインバウンドを呼び込む取組への支援を実施（平成28・29・30年度、令和元・2年度）。
- 海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして、東北プロモーションを実施（平成28・29・30年度、令和元・2年度）。

j. ALPS 処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズムを推進するための取組を実施

【国土交通省】

- 岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における市町村、観光協会、登録DMOに対して、海水浴場等の受入環境整備、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション、ビーチ等の国際認証の

取得に向けた取組等を総合的に支援（令和５年度：14事業）。

3. 諸外国の輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ等

（主な取組）

a. 国際会議・展示会等を活用した福島県産品等のPRの実施

【経済産業省、復興庁、関係府省庁】

- 以下の国際会議・展示会等において、福島県産品のPRを実施。
 - －第2回日アフリカ資源大臣会合及び日アフリカ鉱業・資源ビジネスセミナー（平成27年5月）
 - －ICEF(Innovation for Cool Earth Forum)2015（平成27年10月）
 - －産業交流展2015（平成27年11月）
 - －グローバル知財戦略フォーラム2016（平成28年1月）
 - －JVA(Japan Venture Awards)2016（平成28年2月）
 - －日バングラデシュ官民合同経済対話（平成28年4月）
 - －第5回JACI/GSCシンポジウム（平成28年6月）
 - －国際航空宇宙展（平成28年10月）
 - －グローバル知財戦略フォーラム（平成29年2月）
 - －第6回JACI/GSCシンポジウム（平成29年7月）
 - －ICEF（Innovation for Cool Earth Forum）第4回年次総会（平成29年10月）
 - －ジャパンファンド30周年記念WIPO（World Intellectual Property Organization）ハイレベルフォーラム（平成30年3月）
 - －LPガス国際セミナー2018（平成30年3月）
- 第3回国連防災世界会議において、震災復興の現状と取組を国際社会へ向けて発信（平成27年3月）。
- 〔再掲〕G7関連会合における福島県産品等のPRなどを実施。
- 〔再掲〕G20関連会合における福島県産品等のPRなどを実施。
- 〔再掲〕太平洋・島サミットにおける福島県産品等のPRなどを実施。
- 〔再掲〕海外メディア向けのワールド・プレス・ブリーフィング・レセプション（平成30年9月、令和元年10月）や、各国オリンピック委員向けのANOC（各国オリンピック委員会連合）総会レセプションにおいて、被災地産食材を活用した料理や日本酒の提供、復興大臣・副大臣らによる被災3県の復興の状況や風評対策についてのPRを実施。
- 国立競技場オープニングイベントにおいて、被災地産の食材・花の魅力を幅広い方々にPR（令和元年12月）。
- 「東北ハウスプレイベント」において、福島県産品の生産者を含め、被災地で活躍する人々のパネル・映像をweb上で公開（令和3年2月～3月）。

b. 被災地産品等に対する輸入規制を行っている諸外国・地域及び関係国際機関への働きかけの継続等

【外務省、農林水産省、経済産業省、復興庁】

- 令和7年4月現在、輸入規制措置を講じた55の国・地域のうち49か国・地域（カナダ、ミャンマー、セルビア、リ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージラント、コロンビア）

ア、マレーシア、エカトル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニュージーランド、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、欧州連合（EU）、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、仏領ポリネシア）が規制を撤廃した。

- G7新潟農業大臣会合宣言において、輸入規制緩和に係る文言として、「輸入規制が、科学的知見と根拠に基づく SPS 合意を含む WTO ルールと調和的であるべきことを確認する」が明記。
- ブルネイ、モロッコ、レバノンの食品輸入規制当局関係者を招へいし、関係省庁との意見交換及び福島県の視察を実施（平成 29 年 1～2 月）。
- 国連食糧農業機関（FAO）との関係を強化し、FAO 事務局長来日時には、「（福島産食品に関し）現時点では、その食品の安全性に懸念を示す如何なる理由も見当たらない。」との発言を得ることができた（平成 29 年 5 月）。本発言は内外の多くのメディアで報じられた他、未だ規制の残る中国、香港、韓国等の在外公館では SNS 等を通じ積極的な発信に努めている。
- ヘルシンキ（フィンランド）にて復興庁主催広報行事を実施し、被災 3 県の日本酒を提供するとともに、現地訪問中の復興大臣からフィンランド側議会・政府要人及び食関連メディア・事業者等に対し、復興の現状と風評対策に関する発表を行った（平成 30 年 9 月）。
- 平成 31 年 2 月以降、『復興五輪』海外発信プロジェクト』として、復興庁政務が順次各国の在京大使と面会し、震災時の支援に対する感謝を伝えるとともに、復興しつつある被災地の姿等を発信。
- 令和元年 5 月から 7 月にかけて、同プロジェクトの一環として在京大使・大使館員を対象として宮城県（5 月、6 か国計 8 名参加）、岩手県（6 月、7 か国計 10 名参加）、福島県（7 月、12 か国計 14 名参加）への訪問ツアーを実施。
- 令和元年 11 月、日本産輸入規制が残る中国、フィリピン、シンガポール、オランダ、ロシアの 5 か国から外国メディア関係者を招へい（フィリピンは令和 2 年 1 月に、シンガポールは令和 3 年 5 月に規制撤廃を決定）。福島県農業総合センターにて放射線検査現場等取材した他、相馬市・富岡町・楡葉町で農漁業関係者を含む地元住民への取材機会を設け、福島の食の安全性や復興状況が各国で報じられた。
- ロンドン（英国）のジャパン・ハウスにて、被災地が復興した姿、魅力等を紹介し、科学的見地に基づく被災地産品の安全性を伝えることで、英国内における被災地産品への安心感を高め、輸入規制解除に向けた機運を醸成するための復興庁主催行事を実施した（令和 4 年 3 月）。
- 日本と IAEA は、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観点から、関係国の関心を踏まえ、IAEA の枠組みの下で現行のモニタリングを拡充することで一致した（令和 6 年 9 月）。同日、中国との間では、ALPS 処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、IAEA の枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。この IAEA の枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、IAEA 関係者及び第三国分

析機関関係者が試料の採取等を実施した(令和6年10月、令和7年2月、同年4月)。

c. 被災地自治体による在外公館等での物産展開催等により特産品等 PR の場を提供

【外務省】

○地域の魅力海外発信支援事業として、輸入規制及び渡航制限の撤廃・緩和の働きかけを併せ、地方創生の一環として地方の魅力発信、県産品輸出促進、観光促進等を支援する総合的な PR 事業を実施（平成28年度：計2件、平成29年度：計2件、平成30年度：計2件、令和元年度：計1件、令和2年度：計1件、令和3年度：計1件、令和4年度：計2件、令和5年度：計2件、令和6年度：計2件）。